

ネパール人女性労働者の搾取 ブハワナ・ウパデヒアユ（ネパール）

世界各地で 300 万人のネパールの移住労働者の若者が収入を故郷に送金しており、公式・非公式のその額はネパールの国内総生産（GDP）の 30%にあたり、2,500 億ルピーを超えています。海外で働くネパールの若者の 4 分の 3 がスキルを持たない労働者であるにもかかわらず、そうした状況になっているのです。

女性の移住労働者が送金する額は、合計送金額の 15%を占めると見られています。調査研究によると、女性の移住労働者は、子どもの教育費や医療費ならびに家族の福祉全般の費用のために、堅実に送金します。

ネパールでは、海外で働くことを希望するネパール人が労働できる場所として、108 カ国を正式に認めています。現在、海外に行くネパール人の 90%以上は、湾岸諸国の非公式なセクターで労働に従事し、そこでは、一切の社会的保護を受けることができません。

現在、100,000 人以上のネパールの女性の移住労働者が、湾岸地域のレバノン、サウジ・アラビア、アラブ首長国連邦、カタール、クウェート、バーレーン、オマーンで働いていると見られます。毎日、800 人以上の希望に満ちたネパール人が、海外での雇用を求めて出国するという現実を考慮すると、弱い立場の女性を搾取から守るために断固とした対応をとる上で、残されている時間などほとんどありません。

特に地方出身の女性や少女は、良い仕事や高い賃金などの偽の約束に弱く、人身売買業者に簡単にだまされます。国連婦人開発基金（UNIFEM）（現・UN Women）やネパール開発学研究所（NIDS）のデータによると、現在、海外の仕事に携わるネパール人の女性は約 147,000 人で、その大多数である 46%はサウジアラビアで働き、次に、クウェート（17%）などが続きます。また、海外雇用局（DoFE）のデータによると、2010 年の第一四半期まで、海外での仕事を求めて出国するネパール人の合計の約 5%は女性でした。

今年の初め、サウジアラビアのフーフという街からカトマンドゥーに帰ってきた、45 歳のアジャブン・ネシャ・デワンの話に、メディアや女性の権利の活動家の注目が集まりました。彼女は雇用主の女性に 2 階の窓から投げられ、脊椎を損傷し、大きなトラウマを負いました。彼女は、近所の人材派遣業者に高賃金のヘルパーの職を約束され、より良い暮らしを夢見てサウジアラビアに働きに出ていたのです。

専門家が認めるところでは、多数の行方不明の人びとは、不法なルートで海外の働き口を

得ています。低賃金、劣悪な労働環境、書類の没収、身体的虐待などの悪事は、当該国間の公式な政府レベルの同意もなく、「人身売買」された労働者が、目的国に到着するとすぐに経験する一般的な出来事なのです。

スキルのあるネパールの女性をより良い仕事を提供する国に斡旋できていないとして、政府の役人は、現在ネパールで営業している 700 以上の人材派遣業者に責めを負わせています。例えば、日本の雇用主がネパールの女性を家政婦、介護者、看護師などとして採用する可能性が非常に高い状況にあるにもかかわらず、人材派遣業者はこうした機会を活用できていません。さらに、希望すれば、ネパールの人びとが日本で研修生として働ける可能性もあります。

世界的に認められている女性の移住労働者の権利にのっとり、渡航先となる国家と二国間協定について交渉することは、政府がなすべきさまざまな事柄の中でもトップに来ます。さらに実施しなければならない重要な項目は、ネパールの労働者の権利を守るべく断固とした手段をとるために、海外にあるネパールの領事館などの公館に権限を譲渡することです。嫌疑をかけられた労働者の強制送還や自国民の棺の移送を単にコーディネートするだけではいけないのです。それから、移住労働者の権利の支援に向け、国家の法律、政策、モニタリングの仕組みを改善・強化することも必要です。

ネパール人移住労働者の渡航先となる国に、新しい在外公館を開設しようとする政府の現在の取り組みは称賛に値しますが、これと並行して、暫定的な措置の導入に向けた対応を緊急に行うことも必要です。現在の政治的な混乱を考慮すると、新しい公館を設立するための国内での形式的な要件や手続きを満たすだけでも、かなりの時間がかかる可能性があります。よって、しかるべき領事館が十分に機能するまで、移住労働者の基本的な権利の保護に関し、海外での問題を担当する労働官などのスタッフを任命することも効果的かもしれません。